

# 公益社団法人北九州市獣医師会役員選任規程

(目的)

## 第1条

この規程は、公益社団法人北九州市獣医師会定款第28条及び細則10条に基づき、役員を選任に関する必要な事項を定める。

(役員選挙の種類)

## 第2条

役員選挙は定期選挙と補欠選挙の2種とし、定期選挙は役員任期満了時の定時総会時に行う。また、補欠選挙は必要が生じた時に行う。

(選挙権の有権者)

## 第3条

選挙権の有権者は本会の正会員とする。

(被選挙権の有権者)

## 第4条

被選挙権の有権者は、選挙が行われる年の1月1日から立候補時点迄において、本会の正会員である者とする。

(選挙管理委員会)

## 第5条

役員候補者の選出および選挙の管理・執行の業務を行うため、本会に選挙管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会の構成は、委員長1名、委員2名とする。
- 3 委員会の委員は、理事及び監事以外の正会員のなかから理事会の承認を経て会長が委嘱する。
- 4 委員会の委員長は委員の互選により指名され、会長が委嘱する。
- 5 委員長及び委員の任期は、委嘱の日から始まり選出された役員候補者が就任する総会の終了時までとする。
- 6 委員長は、委嘱日をもって委員会の設置について正会員へ公示しなければならない。

(選挙管理委員会の業務)

#### 第6条

委員会は、次の業務を行う。

- (1) 選挙日程の決定及び公示
- (2) 役員候補者名簿の作成公示
- (3) 投票用紙および投票箱の準備と管理
- (4) 開票ならびに当選者の発表
- (5) その他必要な事項

(選挙権及び推薦権)

#### 第7条

委員長及び委員は選挙権を有するが、被選挙権及び推薦権を行使できない。

- 2 委員長及び委員が候補者及び推薦人になるときは、その職を辞することとし、理事会は速やかにその欠員を補充しなければならない。

(選挙の公示)

#### 第8条

委員会は、選挙の2週間前までに有権者に対して、文書によって選挙を実施することを公示しなければならない。

(理事及び監事の定数)

#### 第9条

理事会は、定款第27条第1項に基づき選任する理事及び監事の員数を決定する。

(役員候補の選出)

#### 第10条

正会員は理事及び監事の候補者になることができる。

- 2 第1項に定める役員候補者は、次の各号の規定による。
  - (1) 役員候補者になろうとする者は、選挙日の20日前までに立候補者届(別記様式1)を委員会に提出しなければならない。
  - (2) 前項に定める届出には、役員候補者の氏名、住所、生年月日を記載し正会員2名以上の推薦人からの推薦書(別記様式2)を添付しなければならない。ただし、推薦人は他の役員候補者と重複して推薦人になることはできない。

- (3) 選挙管理委員会は要件をみたした役員候補者を総会に諮り、定款第20条第3項に従い承認する。
- (4) 選挙すべき役員候補者が定数を超えない時は、投票によらないで総会の承認を受けて選任する方法にかえることができる。

(選挙方法)

#### 第11条

役員候補者の選挙での選出は、出席した会員の連記無記名投票の選挙によって行う。

(投票)

#### 第12条

各投票は、正会員1名につき1票とする。

- 2 投票用紙は別記様式(様式3)とする。

(開票)

#### 第13条

開票は、委員会委員の立会いのもと行う。

- 2 開票は各被選挙権者の得票数を確認後、得票集計表を作成し委員長がこれに署名しなければならない。

(投票の無効)

#### 第14条

次の各号の投票は、これを無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を使用しなかったもの
- (2) 投票用紙の記載事項を満たしていないもの
- (3) その他委員会の指示にしたがわないもの

(当選)

#### 第15条

得票数の多い役員候補者から理事及び監事ともに順次定員に満つるまでを当選者とする。

- 2 最下位当選者が同得票数により複数いる場合は、出席した会員により当該者について再投票をして当選を決定する。
- 3 委任状及び書面表決書提出者は、その結果に同意するものとする。

(次 点)

第 16 条

当選者の次に高い得票を得た者を順次次点者とする。

- 2 獲得した得票が同数の次点者がある場合は、第 15 条第 2 項に準じ順位を決定する。

(欠員の補充)

第 17 条

選挙により選任された役員に欠員が生じたときは、以下により欠員を補充する。

- (1) 次点者がいる場合には、次点者の順次繰り上げ当選とする
- (2) 次点者がいない場合には補欠選挙を行う
- (3) ただし、残任期間によっては補欠選挙を行わないことがある

(雑 則)

第 18 条

この規程に定めない事項は、総会の決議によって取扱われる。

(改 廃)

第 19 条

この規程の改廃は、理事会の発議により、総会において行う。

(附 則)

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する